平成２７年（フ）第１３６号
愛媛県新居浜市西連寺町１丁目３番33号
債務者　藤田真由美
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１号
熊本市東区西原１丁目５番35号　麻生嶋コーポ302、前住所熊本市東区保田窪３丁目13番21号
債務者　赤澤　康弘
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５号
熊本市東区長嶺東１丁目８番２―106号　八反田団地２棟106
債務者　古賀　信治
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２号
大分県別府市上原町12番26号　高寿荘
債務者　萱嶋　弘和
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２号
宮崎市芳士80　井上病院、住民票上の住所宮崎市松山１丁目６番26号　みかさビル201号
債務者　佐藤　正茂
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４号
宮崎市城ケ崎３丁目３番地１　ルミナス荘苑407号
債務者　米良　博美（旧姓國部）
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９５号
宮崎県都城市都原町7291番地６
債務者　東　淳一郎
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第１３４号
福島県郡山市安積町日出山３丁目27番地　あさか荘107号
債務者　泉田　文雄
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第８９７号
神戸市灘区都通２丁目１番26―608号
債務者　岩野　貴之（旧姓柳）
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９７４号
兵庫県三木市緑が丘町西３丁目35番地の１
債務者　田中　靖子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９９５号
神戸市灘区大石東町５丁目４番４―911号
債務者　中尾　直美
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５号
茨城県鹿嶋市旭ケ丘１丁目23番地８（チェルシーガーデン101）
債務者　小塙　吉行
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第２４号
奈良県五條市二見５丁目４番51号
債務者　野川　裕文
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第１１３号
鹿児島県志布志市志布志町志布志2268番地１
債務者　杉原登代子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１６０号
青森県弘前市大字小栗山字鷲ノ巣１番地1357
債務者　長内　儀弘
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第２７４号
青森市大字浪館字平岡74番地28　倉内アパート１号
債務者　小嶋　明美
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６３５号
熊本県上益城郡甲佐町大字東寒野836番地１
債務者　吉野　信義
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６３６号
熊本県宇城市松橋町両仲間1745番地　ハイツルーエン103号
債務者　吉野美佐子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係